

## 令和2年度労働保険の年度更新に関するお知らせ

令和2年度労働保険の年度更新期間は

6月1日(月)～8月31日(月)です。

\* 令和2年厚生労働省告示第207号により、年度更新期間が延長されました。

\* 年度更新申告書は5月末頃に郵送される予定です。

### <保険料率・一般拠出金率>

労災保険率、雇用保険率及び一般拠出金率については、平成31年度と変更はありません。

### <便利な各種手続きについて>

- 労働保険料等の納付について、**口座振替**がご利用いただけます。  
口座振替にて労働保険料を納付するメリットとして次のようなものがあります。

- ・ 保険料納付のために、毎回金融機関の窓口へ行く手間や待ち時間が解消される。
- ・ 納付の「忘れ」や「遅れ」がなくなるため、延滞金を課される心配がなくなる。
- ・ 手数料はかかりません。
- ・ 通常の納期限と比較して少し遅めの振替日が設定されている。

口座振替の申込みは、「厚生労働省ホームページから申込用紙をダウンロード又は労働局・労働基準監督署で入手して、口座振替を行う金融機関の窓口へ提出と  
いった簡単な手続きで行うことができます。

なお、各納期の申込期限が定められておりますので、ご注意願います。

- 労働保険の年度更新手続きは、会社や自宅のパソコンで電子申請を行うことができます。**電子申請**を行うことで、労働局・監督署・安定所の窓口に行く必要がなくなり、移動費用や人件費などのコストの削減につながります。

(電子申請・電子納付お知らせページ <https://www.e-gov.go.jp/>)  
でご案内しています。

問合せ先：三重労働局総務部労働保険徴収室 (059-226-2100)